

ご利用料金表 [通所リハビリテーション生協かんだ診療所]

サービスの利用料金は次のとおりです。なお、この料金は介護保険の法定利用料に基づく金額であり、保険適用の場合は市が交付した「介護保険負担割合証」に記された負担割合の料金をご負担いただきます。但し、契約の有効期間中に介護保険法等の法令改正により利用者負担額の変更となった場合には、改定後の金額を適用いたします。尚、介護保険給付の支給得限度額を超える場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

1. 通所リハビリテーション

	要介護度・加算名称	回数	料金 (1割負担の場合)						
			1-2 時間	2-3 時間	3-4 時間	4-5 時間	5-6 時間	6-7 時間	
基本料金	要介護 1	1回	316円	330円	426円	480円	537円	626円	
	要介護 2	1回	346円	384円	500円	563円	643円	750円	
	要介護 3	1回	373円	437円	573円	645円	746円	870円	
	要介護 4	1回	402円	491円	666円	749円	870円	1,014円	
	要介護 5	1回	430円	544円	759円	853円	991円	1,155円	
加算料金	リハビリ・提供体制加算※①	1回			12円	16円	20円	24円	
	サービス提供体制強化加算 (I) ※②	1回	18円						
	理学療法士等の加配に係る加算※③	1日	30円						
	リハビリ・マネジメント加算 (I) ※④	1月	330円						
	リハビリ・マネジメント加算 (II) ※⑤	6ヶ月以内	1月	850円					
		6ヶ月超え	1月	530円					
	リハビリ・マネジメント加算 (III) ※⑥	6ヶ月以内	1月	1,120円					
		6ヶ月超え	1月	800円					
	社会参加支援加算※⑦	1日	12円						
	短期集中個別リハビリ実施加算※⑧	1日	110円						
	認知症短期集中リハビリ実施加算	(I) ※⑨	1日	240円					
		(II) ※⑩	1月	1,920円					
	若年性認知症利用者受入加算※⑪	1日	60円						
	生活行為向上リハビリ実施加算※⑫	3ヵ月以内	1月	2,000円					
		3~6ヶ月	1月	1,000円					
入浴加算※⑬	1日	50円							
介護職員処遇改善加算 (I) ※⑭	1月	1月の料金×4.7%							

2. 介護予防通所リハビリテーション

	要介護度・加算名称	料金/月 (1割負担の場合)		
		要支援 1	要支援 2	
基本料金	介護予防通所リハビリテーション費	1,712円	3,615円	
加算料金	運動機能向上加算※⑮	225円		
	リハビリ・マネジメント加算※④	330円		
	生活行為向上リハビリ実施加算※⑫	3ヶ月以内	900円	
		3ヶ月~6ヶ月以内	450円	
	サービス提供体制強化加算 (I) ※②	72円	144円	
介護職員処遇改善加算※⑭	1月の料金×4.7%			

3. 実費負担（利用及び該当時のみ）

実費負担項目		料金
昼食食費（全日利用通所リハ利用の場合）		650円
おむつ代金 ^{※⑥}	平織りオムツ	30円
	テープ留めオムツ	140円
	リハビリパンツ	130円
	尿取りパット	40円
手工芸活動等で作った作品をご自宅に持ち帰られる場合		材料の実費
当日キャンセル料（食事予定分費用相当額） ^{※⑦}		650円

※①はリハビリの専門職が一定の基準を超えて配置されていることを示します。

※②は介護職員の配置のうち5割以上が介護福祉士であることを示します。

※③は理学療法士、作業療法士を専従かつ常勤で2名以上の配置を示します。

※④は利用開始時の訪問評価、及び通所リハ計画の作成と定期的な見直し、及び他の事業所と介護支援専門員を通じて連携を図りサービスを実施します。

※⑤は④に加えてリハビリ計画書の内容を医師の指示を受けた療法士が説明します。
その他訪問による家族や他事業所への指導と助言、及び定期的なりハビリ会議開催により関係者・事業所と連携を図ります。

※⑥は④のリハビリ計画書の説明を診療所医師が直接行います。

※⑦はリハビリの目標に家庭や社会への参加を位置づけた上で日常生活動作、及び生活関連動作を向上させ、地域へのサービスにつなげていく事が、介護保険の定める一定の基準を満たす事業所の全てのご利用者に加算されます。

※⑧は退院（所）日又は認定日から3ヵ月以内に、身体機能の回復を目的とした個別リハビリを集中して行ないます。

※⑨は退院（所）日又は、通所開始日から起算して3ヵ月以内にリハビリマネジメント加算と併せて週2回限度として個別のリハビリを実施します。

※⑩は退院（所）月又は、通所開始月から起算して3ヵ月以内にリハビリマネジメント加算と併せて1月に4回以上の生活機能向上のリハビリを実施します。

※⑪は表記状態のご利用者によりリハビリテーションを行った場合に加算されます。

※⑫は日常生活動作及び関連動作・社会参加など生活行為の向上を目的として、通所と訪問（実際の生活場面の指導）を組み合わせたリハビリを実施します。

※⑬はパレットにおいて入浴を行った場合に算定します。

※⑭は介護職員の処遇改善の為に国の定める加算です。

※⑮は個別の運動機能向上を目的とした計画書を作成。定期評価と見直しを行います。

※⑯は必要に応じて施設備品を使用した場合、代替の物を現物で頂くか、表記の金額を納めて頂きます。

※⑰はパレットにおいて当日8:30以降のキャンセル連絡において発生します。

（食事提供を予定している方のみ）